# 住まいとまちづくり

**VOL.35** 

2019年10月25日発行

公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会がお届けする総合住情報

誰もが安心して賃貸住宅に暮らせる環境づくり

## 広がる「居住支援」の輪



話題の住宅を紹介します!



#### 入居を拒まない住宅の確保

- ●セーフティネット住宅の登録・情報提供
- ●かながわ安心賃貸住宅の登録・情報提供
- ●サービス付き高齢者向け住宅の登録・情報提供
- ●賃貸住宅オーナーへの情報提供・啓発

昨今、住宅行政の現場においてよく耳にする「居住支援」という言葉。住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)が2007年に制定され、低所得者、被災者、高齢者、障害者といった人たちが安定した生活を送れるようにするためには、入居後も含めて多面的な支援が必要であるという認識に基づいて使われ出したものです。賃貸住宅居住者を対象とした施策ですが、近年は、長寿化や核家族化の流れの中で高齢になってから持ち家を手放して賃貸住宅に住み替えたり、離婚、ワーキングプアなどの問題も相まって、「居住支援」を必要としている人たちは拡大する傾向にあります。そこで、神奈川における取り組みの最新動向をまとめてみました。

# 居住支援



担い手:自治体・居住支 援協議会・居住 支援法人等



## 円滑な入居の支援

## 入居後の生活の支援

- ●見守り・安否確認サービスの提供
- ●万一の際の保証サービスの提供
- ●安定した生活を手に入れるための支援

- ●相談体制・ネットワークの充実
- ●協力的な不動産店の拡大
- ●借りやすい仕組みの提供
- ●通訳や不動産店同行のボランティアの派遣

「居住支援」の取り組みは、図のように大きく3つに分けられます。この担い手として、住宅セーフティネット法に基づいて自治体ごとに組織化が進められているのが居住支援協議会。自治体の関係部局、住宅・福祉事業者、NPOなどの居住支援団体等によって構成され、神奈川では全県エリアをカバーする神奈川県居住支援協議会が2010年に発足。市町村単位では、川崎市(2016年)、横浜市(2018年)に続き、こと

し3月に鎌倉市の協議会が誕生しました。

また「居住支援法人」は、2017年のセーフティネット法の抜本改正により、さまざまなサービスを提供する事業者が都道府県知事から指定を受けられるようになったものです(4面に一覧を掲載)。

2~4面では、県内で展開されている居住支援の具体的な取り組みについて紹介します。

#### ●●●●● インデックス ●

1-4 面:特集 誰もが安心して賃貸住宅に暮らせる環境づくり

広がる「居住支援」の輪

5面:全面広告(住宅計画に関するアンケート実施中)

6-7 面: TOPICS / 事務局だより

8面:憩いの水辺探訪

4 光の丘水辺公園

(2) まち協広報紙「住まいとまちづくり」 第 35 号 2019 年 10 月 25 日発行 (3)

## 入居を拒まない住宅の確保

#### ●かながわ安心賃貸住宅

[ネット検索:かながわあんしん賃貸宅検索システム] http://www.machikyo.or.jp/kyojyushien/bukken/

制度化されたのは 2008 年。高齢者・障害者・外国人・子育て世帯に お貸しできる賃貸住宅、協力不動産店、およびソフト面で居住支援に携 わる行政や団体等の情報を登録して公開しています。

全国版「あんしん賃貸ネット」で発信してきた国の取り組みは 2011 年 3 月末に終了しましたが、神奈川県居住支援協議会がこれを引き継ぎ、独自のインターネット検索・閲覧システム等を整備して、情報提供しています。

2019年10月1日現在で登録物件数は約750件(5638 戸)。「入居を 拒まない住戸であること」以外に登録の要件は設けられておらず、空き がない物件や非公開となっているデータも少なくありませんが、むし ろこの登録制度において注目してほしいのは、\*NO、と言わない協力不 動産店の存在。長年にわたって構築された500社近いネットワークが、 複雑な住まい探しの相談案件をつなぎ、解決へと導くうえで貴重な財産 となっています。



「あんしん賃貸住宅協力不動産店」である ことを示す店頭掲示用のステッカー

#### ●セーフティネット住宅

[ネット検索:セーフティネット住宅情報提供システム] https://www.safetynet-jutaku.jp

2019年の改正セーフティネット法に基づいて登録制度がスタートした住宅で、耐震性を有し、面積要件など一定の基準を満たすことが求められています。

登録の申請は貸主が行い、受け入れ対象は高齢者・障害者・外国人・子育て世帯に加え、低額所得者、生活困窮者、被災者、犯罪被害者、DV被害者などの範囲を細かく設定可能。神奈川では2019年10月1日現在で224戸が登録され、横浜市内のセーフティネット住宅の中には家賃補助が受けられる物件もあります。該当する住宅については、横浜市住宅供給公社賃貸住宅事業部賃貸住宅事業課費045-451-7755で確認できます。

#### ●サービス付き高齢者向け住宅

[ネット検索:サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム] https://www.satsuki-jutaku.jp

高齢者の居住の安定確保に関する法(高齢者住まい法)の2011年の改正により、高齢者単身・夫婦世帯が安心して住める住宅として制度化されました。一定の面積や設備、バリアフリー性能を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認、生活相談サービスの提供が必須とされ、オプションで食事や介護、家事サービスなどを利用できる住宅も多いです。

神奈川県内の登録物件は2019年10月1日現在で335件(13,128戸)。質の高いハードとソフトが要求されることからゼロから新築される住宅がほとんどで、その分、家賃や共益費は一般の賃貸住宅と比べると割高になっています。

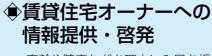


上記の住宅情報は、神奈川県居住支援協議会が発行する「かながわ住まいの情報紙」でも入手することができます。年1回発行の保存版冊子=**左**=と、年3

回発行しているコンパクト版 =右=があり、県の機関や 市町村役場、有隣堂などで 無料配布されています。 バックナンバーは、同

」バックナンバーは、同 居住支援協議会のホー

ムページ (http://www.machikyo.or.jp/kyojyushien/) から PDF ファイルをダウンロードできます。



高齢や障害などを理由に入居を拒まない賃貸 住宅を増やしていくためには、貸す側の不安を 取り除き、理解を広げる取り組みも重要です。

中でも積極的な働きかけを行っているのが川崎市居住支援協議会。不動産事業者・家主向けに詳しいガイドブックをまとめたり、入居申し込み時に任意で提出してもらう「入居者情報共有シート」を発案し、ホームページ(http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000084646.html)で公開しています。

## 誰もが安心して賃貸住宅に暮らせる環境づくり 広がる「居住支援」の輪



## 円滑な入居の支援

## ●相談体制・ネットワークの充実

住宅確保要配慮者の方の住まい探しは人それぞれに複雑な事情を抱え、闇雲に不動産店を回っても断られてしまい、個人ではなかなか問題を解決できないでいるケースが多いです。そうした人たちが速やかに安心して暮らせるようにするために、各居住支援協議会では会員ネットワークを通して悩み事や相談をキャッチするアンテナを巡らし、適切なアドバイザーへとスピーディーにつなぐ体制づくりが進められています。

県内市町村の居住支援協議会の常設の相談窓口は**表1**の 通り。また神奈川県居住支援協議会では、賃貸住宅情報の 提供およびあっせんから、入居後の支援に至るまでの一連 の活動を行うNPO等を募り、年度単位で相談窓口として の役割を委託しています(**表2**)。

このほか相模原・横須賀・平塚・鎌倉・藤沢・茅ヶ崎・大和・座間の8市においては、地元の不動産店の協力のもと物件探しのポイントや必要な準備についてアドバイスを行う「高齢者等住まい探し相談会」が、1カ月ないし2カ月程度の間隔で開かれています。一人当たり約30分の相談時間で料金無料。事前予約制で、公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会が一括して申し込みを受け付けています(☎045-664-6896)。

#### [表1] 県内市町村の居住支援協議会の常設の相談窓口(2019年10月25日現在)

居住支援協議会区分	問い合わせ電話番号
名称等(窓口開設場所)	受け付け時間等
横浜市居住支援協議会	☎ 045-451-7812
相談窓口(横浜市住宅供給公社内)	土・日曜、祝日を除く 10:00 ~ 17:00
川崎市居住支援協議会	<b>☎</b> 044-244-7590
すまいの相談窓口 (川崎市住宅供給公社内)	土・日曜、祝日を除く8:30 ~ 12:00、13:00 ~ 17:00
鎌倉市居住支援協議会	※開設までの問い合わせは、事務局・かながわ住まいまちづく
2019 年中に開設予定	り協会(☎ 045-664-6896)へ。

#### [表2]神奈川県居住支援協議会「住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居支援事業」実施事業者(2019年度 相談窓口一覧)

	問い合わせ 電話番号	対象者						
窓口名称		高齢者	障害者	子育て 世帯	外国人	低額 所得者	生活 困窮者	その他
(一社) インクルージョンネットかながわ	☎ 0467-47-9291							
(NPO)日本地主家主協会	☎ 045-620-3701							
(NPO) 楽	☎ 044-522-4910							
(NPO) ワンエイド	☎ 046-258-0002							

## ●借りやすい仕組みの提供

最近の賃貸住宅は、連帯保証人(※「緊急連絡先」とは異なります)を立てられない場合でも保証会社を利用すれば入居可能な物件が増えていますが、住宅確保要配慮者に特化して家賃債務保証制度を提供しているのが一般財団法人高齢者住宅財団(☎03-3206-6437)。保証料は2年契約の場合、月額家賃の35%で、滞納家賃(共益費・管理費を含む)が12カ月相当分、原状回復費用および訴訟費用が9カ月相当分を限度に保証されます。

また、家賃債務保証を行う事業者については、2017 年 10 月に 国が登録制度を創設し、ホームページ(https://www.mlit.go.jp/ jutakukentiku/house/jutakukentiku\_house\_fr7\_000028.html)など を通じて情報を公開しています。

## ●通訳や不動産店同行の ボランティアの派遣

頼れる親族や友人が近くにおらず、単独で不動産店を訪れたり、契約をするのが不安な人は、同行ボランティアの派遣を行っている社会福祉法人や NPO 等があるので、居住支援協議会に問い合わせてみるとよいでしょう。また日本語に不慣れな外国人の方については、NPO かながわ外国人住まいサポートセンター(☎ 045-228-1752)が電話による同時通訳やボランティア派遣に応じています。

誰もが安心して賃貸住宅に暮らせる環境づくり 広がる「居住支援 | の輪



## 入居後の生活の支援

## ●見守り・安否確認サービスの提供

賃貸住宅における高齢者や障害者の見守り・安否確認は、貸す側の不安を軽減するという側面もあり、借りやすくなるツールととらえて積極的にサービスを活用してもらいたいところです。

日々届けられる新聞や牛乳等の宅配は、戸外から異変を察知してもらううえでシンプルながら実効性の高いシステムと言え

ます。またセンサー・機器等による見守り・安否確認サービスについては、神奈川県が実施事業者の情報を収集し、ホームページ(http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f6401/p1215623.html)で公開しています。このほか公益社団法人かながわ福祉サービス振興会が運営するホームページ「生活支援情報サービスかながわ」(http://living.rakuraku.or.jp/)では、市町村が提供する助成やサービスを調べることができるので、参考にしてください。

## ●万一の際の保証サービスの提供

高齢者等の単身世帯の増加に伴い〝孤独死〟の問題がクローズアップされる中、近年は賃貸住宅のリスク対策として、亡くなった後の部屋の原状回復や遺品整理費用などを補償するための保険がいろいろと商品化されています。



そうした補償と安否確認のシステムを組み合わせた居住者向けのサービス「神奈川あんしんすまい保証制度」を発案し、普及に努めているのが、ホームネット社とかながわ住まいまちづくり協会。2012年に提供を始め、その後の改良によって毎月の利用料を低額に抑えたコンパクト版や、自宅外で亡くなった場合にも対応できるプランが加わり、選択の幅が広がっています。

また厚木市では、2019年5月からコンパクト版の利用にあたって初回登録料を負担してもらえる助成制度(県内初)=**左はちらし**=がスタートしました。

## ●安定した生活を手に入れる ための支援

お金や仕事の面で不安を抱える人については、生活困窮者のための支援制度が 2015 年からスタートしました。神奈川県のホームページ(http://www.pref. kanagawa.jp/docs/r6w/cnt/f530760/index2.html) で、お住まいの地域の相談窓口や利用できるサービスの総合情報をキャッチできます。

また社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会による「かながわライフサポート事業」は、生活に困りごとを抱える人たちが利用できる制度やサービスにつながるように相談支援を行っています。なお、上記の地域の相談窓口等と連携して支援するケースも増えています。お近くの相談窓口については、同社会福祉協議会福祉サービス推進部ライフサポート担当☎045-311-8753 (http://www.knsyk.jp/s/kls/pdf/kls\_kigyou2.pdf) にお問い合わせください。

## [参考] 住宅セーフティネット法に基づく神奈川県指定の居住支援法人 (2019年10月15日現在)

法人名 所在地(市区町村)/連絡先	業務内容	業務 区域	支援業務の対象者
ホームネット株式会社 東京都新宿区/☎03-5285-4538	円滑な入居に係る情報提供・相談、見守りサービス	県内全域	低額所得者、被災者(※1)、高齢者、身体・知的・精神・そ の他障害者、子育てをする者、外国人、生活困窮者、その他
認定NPO法人 ぐる一ぷ藤 藤沢市 ∕☎0466-26-2001	マッチング・同行業務、住宅相談・情報提供、サブリース事業、見守り・安否確認、就労支援	藤沢市	低額所得者、高齢者、身体・知的・精神・その他障害者、子 育てをする者、生活困窮者
NPO シニアライフセラピー研究所 藤沢市/☎0466-34-8550	賃貸住宅の紹介、入居後のトラブルに関する相談、課題に対する調整、見守り支援、日常生活上のサポート	藤沢市	低額所得者、高齢者、身体・知的・精神・その他障害者、子育てをする者、外国人、生活困窮者
NPO かながわ外国人すまいサポートセンター 横浜市中区/☎045-228-1752	多言語による相談窓口の設置、住宅確保要配慮者の生 活の安定に関する業務	県内全域	低額所得者、高齢者、子育てをする者、外国人、生活困窮者
株式会社 齋藤岳郎社 (アオバ住宅社) 横浜市青葉区/☎045-482-6646	入居相談、サブリース、見守り、家賃滞納時等におけ る生活相談	横浜市青葉区 緑区	
公益社団法人 かながわ住まいまちづくり協会 横浜市中区/☎045-664-6896	円滑な入居に係る情報提供・相談、見守りなど要配慮 者への生活支援	県内全域	低額所得者、被災者(※1)、高齢者、身体・知的・精神・そ の他障害者、子育てをする者、生活困窮者、その他
NPO キャンナス 藤沢市/☎0466-26-3980	相談窓口の設置、入居手続き支援、定期的な連絡・訪問相談による入居後の見守り支援	藤沢市、 鎌倉市	低額所得者、被災者(※1)、高齢者、身体・知的・精神・そ の他障害者、子育てをする者、生活困窮者
株式会社 トータルホーム 厚木市/☎046-220-1414	円滑な入居の促進及び生活の安定向上に関する情報提供、相談その他の援助	厚木市	低額所得者、高齢者、精神・その他障害者、子育てをする者、 生活困窮者、その他
株式会社 めぐみ不動産コンサルティング 伊勢原市/☎0463-95-2667	居住場所の紹介、入居後の電話、SNS、訪問による見守 りサービス支援及びシェアハウスの運営	県内全域	低額所得者、被災者(※1)、高齢者、知的・精神・その他障 害者、子育てをする者、外国人、生活困窮者、その他
一般社団法人 家財整理相談窓口 東京都新宿区∕☎03-5287-4387	円滑な入居に係る情報提供・相談対応、住み替えに伴 う家財整理に係る相談対応	県内全域	低額所得者、被災者(※1)、高齢者、身体・知的・精神・そ の他障害者、子育てをする者、外国人、生活困窮者、その他
NPO ワンエイド 座間市 /☎046-258-0002	円滑な入居に係る情報提供・相談、見守りサービス、生活のサポート、送迎サポート、一時的な住居の確保、フードバンクによる食料の支援	県内全域	低額所得者、高齢者、身体・精神障害者、子育てをする者、 外国人、生活困窮者、その他

(※1) 災害発生から3年以内



神奈川県

## アンケート調査にご協力ください!

## 住宅計画に関するアンケート実施中!

## 調査概要

神奈川県では、次期「県住生活基本計画」の改定を見据え、 人口減少・少子高齢化社会を踏まえた10年後、20年後の住ま いのあり方について検討しています。

皆さまからのご意見を参考にしたいと思いますので、アンケート調査へのご協力をお願いします!

(調査期間12月17日まで)



## 回答方法のご案内

- ○次の①~③、いずれかの方法により、アンケート画面に アクセスし、ご回答ください。
  - ①右のQRコードを読み込む
  - ②下記URLにアクセスする

https://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/form.do?id=1562294666368

③下記のキーワードを検索する

## 神奈川県 住宅計画 アンケート

検索

- ○回答は選択形式(全11問)で、回答に要する時間は3分程度です。 なお、メルマガ会員IDの入力は不要です。
- ●お問合せ先 神奈川県 県土整備局 住宅計画課 住宅企画グループ TEL 045-210-6539

PR



## 「次世代能電ボイント」がスタート

#### 既存住宅の購入+改修で600,000ポイント獲得



次世代住宅ポイント制度とは、一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能等を満たす住宅や家事負担の軽減に資する住宅の新築やリフォームをされた方に対し、さまざまな商品と交換できるポイントを発行する制度です。

注文住宅の新築とリフォーム、 新築分譲住宅の購入がポイント交 換の対象となり、新築住宅で最大 350,000 ポイント、さらに耐震性

まち協 住まいの相談室 がアドバイス

《相談体制》

建築士

司法書士

マンション管理士

を有しない住宅の建替えを行う場合は更に 150,000 ポイント が加算されます。

一方、リフォームについては、既に所有する自宅の場合は最

大で300,000 ポイントを付与。特に若者世帯あるいは子育て世帯(※1)の場合は最大450,000 ポイントとなり、既存住宅を購入しリフォームを行う場合はさらに600,000 ポイントまで引き上げられます。なお、若者・子育て世帯以外の世帯においても安心R住宅(※2)を購入しリフォームする場合には最大で450,000 ポイントが受けられます。

住宅の取得等の対象となる消費税額が10%の場合、例えば注文住宅の新築の場合では、2019年4月1日以降に工事請負契約が締結され、工事の着工も2020年3月31日までで引渡が同年10月1日以降となることが要件となりますが、適用される消費税率や住宅の取得方法、また新築、リフォームの違いにより様々な条件が設定されています。

詳しくは、次世代住宅ポイントホームページ(https://www.jisedai-points.jp/)をご覧いただくか、次世代住宅ポイント事務局(ナビダイヤル 0570-001-339)までお問い合わせください。

なお、まち協では、神奈川県内の住宅に関するポイント申請 受け付けを予約制で行っていますので、お気軽にお問い合わせ をください。

# ※1) 若者世帯とは、2018年12月21日(閣議決定)時点で40歳未満の世帯、子育て世帯とは、2018年12月21日(閣議決定日)時点で18歳未満の子を有する世帯、または申請時点で18歳未満の子を有する世帯

※2) 耐震性があり、インスペクション(建物状況調査等) が行われた住宅でリフォーム等について情報提供が行 われる既存住宅(詳しくは本紙第33号参照)

## パリアフリーを体験しよう!

#### 11月2日、横浜で恒例フェスタが開催

バリアフリーの街づくりに対する理解を深めてもらうために、神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議が、障がい者等の関係団体や事業者・NPO団体、県民、行政の協同により、毎年開催しているイベントが、「バリアフリーフェスタかながわ」。今年は「やってみよう!あんなことやこんなこと~ともに生きる社会に向けて~」と題して開催されます。

開催日時 11月2日(土)11:30~17:00

開催場所 横浜新都市ビル(そごう横浜店)9階センタープ ラザほか

会場では、「ボッチャ(※)」や車いす体験など来場者も参加できる企画が用意されていますので、是非お立ち寄りください。 なお、11月11日の介護の日関連イベントとして、「介護フェア in かながわ」も同時開催されます。

(※) ボッチャとは、ヨーロッパで生まれた重度脳性麻痺者も しくは同程度の四肢重度機能障がい者のために考案され たビリヤードやカーリングを思い起こすスポーツで、パ ラリンピックの正式種目にもなっています。



昨年の「バリアフリーフェスタかながわ」に来場し、 車いすの試乗体験をした黒岩県知事

## まち協・事務局だより

#### ◆ 定時社員総会を6月に開催しました。

寶積会長は開会挨拶で、近年、社会問題として広く認識されている「空き家対策」に加えて、国土交通省においては、公営住宅やその他の公的な住宅、さらには高齢や障害などの入居制限を排除した民間住宅など、あらゆる階層の方々が住宅を確保できるようにすることを主旨とする「重層的住宅セーフティネット」という概念が近年提唱されている。当協会としても、こうした流れを踏まえ、高齢者等の住宅確保要配慮者に対する居住支援対策として、民間住宅や県営・公営住宅の空き部屋を活用した借上げ制度などについても、今後、県をはじめとする関係機関とも連携しまして調査研究を行う予定である。一方、昨年度、当協会は「居住支援法人」として、県から指定され、順次、市町村における居住支援協議会の構築支援をしながら、県内全域に「住宅のセーフティネット」を張り巡らすことを目指し活動を展開したいとの発言を行いました。

また、この総会で、主な議案として、平成31年度事業報告及び収支決算案、並びに役員の改選が承認され、これら事業報告や決算書は、ホームページで情報公開しています。

#### ◆ 会長が寶積氏より長田氏に交代

今年度の定時社員総会をもって寶積泰之氏が会長を退任。寶 積氏は平成20年度より11年間の任期を務め、特に平成25年 度に当協会が県より公益社団法人の認定を受けた経過につい て、平成18年6月のいわゆる公益法人制度改革関連3法が公 布された当時に遡り、感慨深く振り返るとともに、新体制とな る長田喜樹会長にバトンを渡しました。

一方、長田新会長は、当協会が担っている公共性、公共性は ますます重要になるが、今後とも財政的な基盤を安定させるために会員の皆様からのご指導とご支援をお願いしたいとの就任 挨拶を行いました。



就任の抱負を述べる長田新会長(左)。 長年にわたって粘り強く協会を支えていただいた寶積前会長には、記念の花束が贈られました(下写真右端)



## ちの方はぜひご利用ください。相談内容によっては、複数の分野の専門相談員が連携して対応します。

《相談内容》

## リフォーム、建替え

催まいにお悩みの方へ

\_\_\_\_\_\_ 耐震•省エネ•バリアフリー改修など

#### マンション管理

管理規約、大規模修繕など

#### 資金計画・生活設計

ライフプラン・補助制度など

#### 空き家の利活用・管理

#### その他

住宅税制、住宅相続など

#### 消費生活相談

訪問販売など

## ※ 消費者ホットライン

フィナンシャル・プランナー

「まち協住まいの相談室」では、広く専門家による住まいに関する相談をお受けしますので、これから新築

しようとする方、購入しようとする方、リフォームしようとする方など、住まいに関して悩みや疑問をお持

## ▶ 消費生活センター

工務店

まち協

宅建業者

弁護士

#### 「住まいづくりフェア **2019**」でも 相談コーナーを開設。〔**無料**〕

来年1月末まで開設

厚木市内で出張相談会も

午前 10 時~ 12 時

開催します。〔無料〕

日時 11月2日(土)

会場 アミューあつぎ

【同時開催】厚木市主催 「マンション管理セミナー」

定員 先着 10 名様

日時 2020 年 1 月 26 日 (日) 午前 11 時~午後 3 時 (フェア開催は午後 5 時まで)

会場 クイーンズスクエア横浜

ご相談は、かながわ住まいまちづくり協会に電話又はファックスでお申し込みください。 ファックスによるお申し込みは、まち協ホームページ(住まいまちづくりネットかながわ) から「様式 1 まち協住まいの相談申込」をダウンロードしてご使用ください。

まち協での最初の窓口相談(2時間まで)は無料ですが、再相談や現地相談は一部ご負担いただきます。

お問い合わせ、お申し込みは

かながわ住まいまちづくり協会

Tel.045-664-6896 Fax.045-664-9359

※ 消費者ホットラインは、<u>局番なし 188</u> (身近な消費生活センター等につながります)

## 住まいとまちづくり VOL.35

2019年10月25日発行

発行/公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会

〒 231-0011 横浜市中区太田町 2-22 神奈川県建設会館 4 階

**☎** 045-664-6896 FAX 045-664-9359 http://www.machikyo.or.jp/

E-mail admin@machikyo.or.jp

発行人/長田 喜樹

編集責任者/塚田 操六



JR根岸線・関内駅北口、南口から徒歩5分 横浜市営地下鉄・関内駅1番、3番出口から徒歩5分 みなとみらい線・日本大通り駅1番出口から徒歩5分 みなとみらい線・馬車道駅7番出口から徒歩10分

横浜メディア・ビジネスセンター隣







ポットをルポして紹介します

を与えてくれる身近な水辺



野鳥の池に向けられた観察用の塀



四季の池の張り出しデッキ

【野鳥の池エリア】 ・4~10月は9:00~16:00開放 【聖なる池エリア】 ·11 ~3 月はイベント等による立ち入 イベントや申し込みによる りのみ可能 立ち入りのみ可能 管理棟 聖なる池 最奥の池 四季の池 【四季の池エリア】 ・5~8月は8:30~19:00 開園 ・9 月は 18:00 まで、10 ~ 4 月は 17:00 まで。年末年始は休園

横須賀市南部の研究開発拠点・横須賀リサーチパーク(YRP) の整備と相まって、環境アセスメントを踏まえて造成され、20年 前の1999年1月にオープンしたのが「光の丘水辺公園」。三 浦半島の小動物や植物の保護と復元、湿地・里山環境の再生 を目指した都市緑地公園で、図のような3つのエリアに分けられ、 立ち入りが一部制限されています。

指定管理者である(一財)シティサポートよこすか・横須賀緑 化造園協同組合共同事業体と、市民ボランティアの「水辺公園 友の会」が手を携えて園づくりに努め、2013年5月には、横 須賀市から将来にわたって守り育てるべき「継承の森」に指定 されました。数々の貴重な種の生息・繁殖が確認されるように なるなか、友の会のメンバーによれば、ここ最近、特に力を入 れて取り組んでいるのが①生物の多様性が増す樹木等の管理 と、②蝶が増える環境づくり。これまで園の奥地などは、なるべ く自然のままの状態を維持することを重視してきましたが、積極 的に森を手入れして日当たりを改善するとともに、いろいろな蝶 が繁殖できる豊かな植生を宿らせたいと奮闘中だそうです。

第一・第四土曜日の定例観察会をはじめ、キッズ教室、草木 染めなどの体験イベントも多数企画されています。 問い合わせ は、光の丘水辺公園管理事務所器 046 (849) 7650。







2年前の秋には四季の池が、池の水を抜くテレビのバラエティー 番組で取り上げられ、外来生物の駆除に役立ったことに加え、多 くの人々に水辺公園の存在を知ってもらううえで、とてもいい機 会になったといいます(番組撮影当日の写真。横須賀緑化造園協 同組合・光の丘水辺公園管理事務所提供)